

「学校生活を有意義に」

大阪薫英女学院中学校高等学校
生活指導部

はじめに

本校は、英語教育を柱として国際社会で躍動する人材育成を図りつつ、生徒一人ひとりを大切にする精神に基づいた教育活動を展開しています。学校の主人公は皆さん一人ひとりです。お互いに好ましい人間関係を築き、本校の建学の精神である「人を敬う心(敬)」「人を信じる心(信)」「人を愛する心(愛)」を大切に、心身共に健全な人に成長することを願っています。

さて、本校は中学校・高等学校を含めて、数百名の生徒が同じキャンパスで毎日生活しています。学校生活を楽しく、充実したものにするために、大切な約束事が以下に記されていますので、入学前に読んで理解しておいてください。

1. 生活習慣

〔本校の始業時間 月曜～土曜 08:35 教室で点呼・朝礼〕

生活習慣の基本は、何といたっても遅刻・欠席をしないことです。やむを得ず、病気などで遅刻・欠席をする場合は、必ず保護者が学校まで連絡してください。連絡なく遅刻・欠席をすると、早朝指導という特別指導を課すことになります。

さらに、高校では出席日数が全体の2/3以下の場合、進級や卒業に支障が出る場合がありますので、十分に注意してください。

また、一旦学校に登校したら、下校時間まで校外に出ることは原則禁止です。やむを得ず早退する場合は、養護教諭および担任にその旨を伝えて許可をもらい、帰宅後は速やかに学校まで安着連絡をしてください。

2. 授業規律を大切に

毎日の授業は、学力を身につけるうえで最も大切なものです。そのため本校では、「ベル席」運動に取り組んでいます。「ベル席」とは、授業開始のベルが鳴るまでに各自の席に座り、授業態勢を整えることです。授業は全員のもので、身勝手な行動をして授業の雰囲気壊すことは厳に慎むべきです。

また、授業に関係のない物品を学校に持ち込むこともやめましょう。教室は常に清潔に保ち、学習に取り組みやすい環境づくりを心掛けてください。

3. 風紀上の諸注意

風紀上の注意は厳守してください。違反をすると、生徒反省指導規定の処分規定によって、無期停学・有期停学・戒告等の処分、および指導が課せられます。学校の指導に従わない場合は、退学勧告もありますので、以下の項目をよく読んで注意してください。

(1) 服装

- ・制服はすべて指定品（黒無地タイツ以外）です。
- ・制服は手を加えたり、着崩したりすることなく正しく着用してください。
※スカートを折って短くしたり、ホックをしないでずらしたりして着用しないこと。
※制服の変形（スカート丈を切るなど）は禁止。再度購入してもらいます。
- ・リボンは必ず着用し、シャツの第1ボタンの位置まで上げてください。
- ・セーターは腰に巻いたり、肩に掛けたりの使用は禁止です。
- ・マフラー、学校指定のコートの着用は登下校時のみです。
- ・ひざ掛けの使用は教室内のみです。
- ・タイツの上から靴下を着用する場合も、本校指定の靴下（紺）に限ります。
- ・防寒着（コート）・タイツ（黒色の無地）の着用期間は11月～3月です。
※タイツは、肌の色が透けない黒色無地のもので、ストッキングは着用不可。
- ・指定の制服以外で登校した場合は、再登校指導（帰宅して正しい制服で登校）を行いません。

☆冬服着用期間 <4月・5月・10月～3月>

冬スカートは必須。

冬セーター（紺）・ブレザー、ブラウスは寒暖に応じて着用してください。

冬服着用期間中の夏セーター（白）、夏スカートの着用は不可。

☆夏服着用期間 <6月～9月>

夏スカートは必須。

夏セーター（白）、ブラウスは気温等に応じて着用してください。

夏服着用期間中の冬セーター（紺）、冬スカートの着用は不可。

☆式典時（入学式・卒業式）の服装<正装>

冬スカート・冬ブラウス・ブレザー・紺のハイソックス

冬セーター（紺）は寒暖に応じて着用してください。

髪留めの色は黒や紺など目立たないものにしてください。

<制服の違反に対する注意事項>

- ・リボンを忘れたら、職員室に行って学年からリボンを借りる。
- ・借りたリボンは、その日は着用したまま帰宅し、翌日の朝に返却する。
- ・制定外のくつ下を着用、または制定のものをくるぶしまでずらす着用の仕方は禁止とする。
※制定外のくつ下を着用している場合、1週間の「くつ下指導」（学年チェック）。

「すっぴん指導」同様、1週間制定くつ下を着用していることを教員に見せる。

- ・制定外のセーターやコートなどを着用している場合は没収し、指導します。

本校では、服装はすべて指定しています。勝手に手を加えると、買い直してもらう場合がありますので、注意してください。夏服・冬服の着用期間が決まっており、カバン・下靴・上靴・くつ下も指定されています。いずれも名前を記入し、他人の物と間違えないようにしてください。制服以外の服装は違反となり、違反品を預かることがあります。

※指導の過程で没収した物は、指導後に内容等を勘案したうえで返却します。

(2) カバン

カバンは制カバンとサブカバンがあり、授業のある日やテスト日は制カバンを必ず携帯し、サブカバンのみでの登校は認めていません。授業がない学校行事だけの日は、サブカバンのみでの登校を認めています。カバンにおいても、制・サブの指定以外のカバンを所持した場合は、預かることがあります。以下の内容をよく確認してください。

- ・制鞆やサブ鞆以外の鞆で登校した場合は指導します（弁当袋は許可）。
※ただし、制鞆とサブ鞆を使用しても荷物が入りきらない場合のみ「3番目に持つ鞆」として私物の鞆を使用しても構いません。
- ・通常授業の日は、必ず制鞆で登校してください。サブ鞆だけで登校することは禁止です。
※中学生と高校2・3年生については、リュックタイプのサブ鞆だけで登校することを認めます。
※学校行事の日（体育祭や文化祭など）のみ、サブ鞆だけで登校することを認めます。

※指定以外の制服・鞆・靴を着用する事由がある場合※

ケガや病気などにより、指定品の着用・使用ができない場合は、保護者の方が『生徒手帳』にある「異装許可証」のページに事由等を記入し、担任を通じて生活指導部に「異装許可」を申請してください。

また、異装の適否判断のために、診断書の提出を求めています。

(3) 頭 髪

- ・清潔で本校生徒にふさわしい髪型にする。
- ・パーマ、脱色、毛染め、エクステンション、奇抜な髪形は禁止です。違反があった場合は、美容院にてもとの状態に戻してもらいます（美容院の領収証を提出）。
- ・もともとの髪質がある場合は、生活指導部で確認した上で、赤毛登録・くせ毛登録を行いません。

(4) 化粧、装飾品

- ・化粧や装飾品<ピアス、指輪、ネックレス等>の着用は禁止です。
- ・化粧等をしていた場合は、1週間の指導（「すっぴん指導」）を行いません。
※『眉を書く』、『色付き日焼け止め』、『カラーリップ』、『アイプチ』、『カラーコンタクト』、『デオフィン』なども化粧とみなし、すべて禁止です。
- ・化粧品や装飾品を所持していた場合は、所持品を預かった上で指導します。

(5) 携帯電話、スマートフォン

- ・携帯電話・スマートフォンの持ち込みは原則禁止です。
- ・防犯や防災など、通学時の安全のために校内への持ち込みを希望する場合は、「登録希望用紙」に署名捺印し、担任を通じて生活指導部へ提出してください。
- ・校内への持ち込みは、「登録希望用紙」を提出の上、『携帯電話・スマートフォンの電源を切り、鞆の中に入れておく』ことを条件に許可します。

- ・鞆から出して所持していた場合、また電源が切れていなかった場合（アラームや着信音が鳴るなど）は、使用の有無を問わず没収します（カメラとしての使用も認めません）。
- ・没収後の違反指導の内容
 - ※1回目の没収 …… 保護者に返却します。＜没収当日を含む、保護者来校可能日を設定＞
 - ※2回目以降の没収 …… 保護者に返却し、段階指導に入ります。＜段階指導については13を参照＞

（6）電子機器

- ・校内で使用を許可している電子機器は、「電子辞書」「電卓」「本校指定の iPad」のみです。その他の電子機器は使用禁止です。
 - ※デジタルカメラについては学校行事の時のみ校内での使用を認めます（高校のみ）。
- ・持ち込みや使用があった場合は、携帯電話／スマートフォンと同様の対応をします。

＜使用禁止の電子機器の例＞

本校指定外の iPad、スマートウォッチ、その他インターネット接続できるもの
ゲーム機、音楽再生プレイヤー、小型扇風機 他

（7）バイク、原動機付き自転車

運転免許証の取得は一切禁止です。

（8）アルバイト

本校では、学業への集中および付随的弊害（特に金銭の使途、危険な交友関係など）を考え、アルバイトは原則禁止しています。ただし、長期休暇期間中（夏休み・冬休み・春休み）に限り、家庭の経済的、その他やむを得ない事情でアルバイトを許可することがあります。希望する場合は、担任を通して申し出てください。

申し込む際には、次の事項を厳守すること。事情の内容等を鑑み、保護者とも十分相談したうえで、本校が適否を判断します。

- ① 理由を記入した家庭からの願書を、担任を通して生活指導部に提出する。願書には、就業先・就業内容・賃金・期間・その他就業条件などを明記する。
- ② 就業先として、風俗営業（喫茶店やアルコール類を提供する業種など）、および危険を伴う業種は許可しない。
- ③ 常に本校生徒であることを自覚し、周囲に迷惑をかけない行動をとる。
- ④ いかなる場合でも、無届および申請とは異なるアルバイトは校則違反として指導します。

※上記の手続きは、許可を約束するものではありません。

※中学校については、一切の就業を禁止しています。

(9) 自転車通学

- ・自転車通学は、本校までの距離が2 km以上で、公共の交通機関の利用が困難な生徒のみに許可を出しています。
- ・自転車通学生は、必ず自転車保険に加入してください。
- ・自転車通学生は、雨の場合のレインコート着用義務があります。
- ・校内で自転車に乗車することは禁止とします。
- ・交通ルール違反、通学マナー違反をした場合、自転車通学許可を取り消します。
※傘さし運転、二人乗り運転、並進運転、イヤホン（片耳含む）をしながらの運転、スマートフォンを操作しながらの運転、信号無視などは、道路交通法違反や安全運転義務違反にあたります。
- ・自転車利用時は、ヘルメットの着用を推奨します。
※令和4年の道路交通法改正により、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務となりました。
- ・学校が発行した許可証を貼付した自転車のみ使用可能です。その他の乗り物での登校は認めていません。

(10) 喫煙、飲酒

20歳未満の者の喫煙・飲酒は違法行為です。本校在学中は、校内外はもちろん、家庭内においても喫煙・飲酒は処分指導の対象となります。また、喫煙器具（ライターなど）の所持についても喫煙と同様に扱います。

(11) 定期（不定期）テスト時の不正行為

本校では、年間5回の定期テストと、その他各種のテストがあります。テストは生徒自身の理解度を確認する大切な学習の機会です。事前に十分な学習をし、真剣に取り組んでください。

テスト時には筆記具のみを机の上に出し、その他の筆箱などは机の上に置いてはいけません。机の中も空にして受験します。違反があった場合は不正行為として扱います。

また、携帯電話などの着信・使用、スマートウォッチの着用や、テスト返却後の書き換えも不正行為として扱います。

(12) その他

学校の名誉を損なう言動や SNS の投稿など、他人に精神的・肉体的に損害を与えたり、学校生活の規律を乱したり、また、事件や事故を起こしたり、本校の指導に従わなかったりした場合は、処分の対象となります。

< SNS 使用上の注意 >

- ・自分のものでも、友人のものでも個人情報を（本名・自宅住所・学校名・メールアドレスなど）を掲載しない。
- ・写真を掲載しない（住所がわかるもの・学校の様子・制服を着た写真など）。
※写真には GPS の位置情報が記録される場合があるので設定に注意。
- ・自分がされて嫌なことは絶対にしない（からかいや傷つける書き込み・グループはずしなど）。

※すべての指導の過程で、所持品検査をすることがあります。あらかじめご了承ください※

(13) 生徒反省指導規定

事件、事故を起こした場合、高校は退学・無期停学・停学・戒告の4種類、中学は退学・特別指導・戒告の3種類があり、内容等を検討し、学年会議で決定する。

風紀等、普段の指導に従わない場合、段階指導（4段階）を行ない、最終は退学勧告もありえます。

- * 段階指導 … 第1段階 担任・学年風紀からの指導
- 第2段階 学年主任からの指導
- 第3段階 生活指導部長からの指導
- 第4段階 学校長からの退学勧告

※指導の決定は、生徒の違反状況、指導後の態度等を勘案して学年会議で行ない、生活指導部長を経て学校長の承認を得る。